雇用保険制度改正の概要について

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が、本年３月30日に交付され、３月31日から施行されました。主な改正内容は、次のとおりです。

１．非正規労働者に対するセーフティネットの機能を強化しました

（１）雇用保険の適用範囲の拡大

派遣労働者やパートタイマーが被保険者となる基準である「１年以上の雇用見込み」を「６か月以上の雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大することとなりました。

【平成21年４月１日以降、雇用保険被保険者資格取得する方が対象】

（２）受給資格要件の緩和

①特定受給資格者（倒産や解雇などの理由により離職された方）に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職された方（特定理由離職者）について、これまで雇用保険の受給資格要件が「12か月の被保険者期間」とされておりましたが、特定受給資格者と同様、「６か月の被保険者期間」に緩和されました。

②また、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方は、給付日数を特定受給資格者並みに充実することとなりました。【３年間の暫定措置】

２．再就職が困難な場合の支援を強化しました

解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や(※)地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を原則60日分延長することとなりました。

【３年間の暫定措置】（※厚生労働大臣が指定する地域が対象となり、北海道は平成21年度対象となっています。）

３．再就職手当・常用就職支度手当を充実させました

早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件（残日数45日以上の要件）の緩和と給付率の引き上げ（30%→40%又は50%）を行い、また、障害者などの就職困難者が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、対象範囲を拡大し、40歳未満で就職が著しく困難な方も対象とするほか、給付率を引き上げることとなりました。（30%→40%）【３年間の暫定措置】

４．育児休業給付の見直しました

平成22年３月末までとされていた給付率を引き上げる暫定措置（40%→50%）を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給することとなりました。

【平成22年４月１日から施行】

５．雇用保険料率が引き下げとなりました

失業給付に係る雇用保険料率が、平成21年度に限り、1.5%（うち労働者負担0.6%）から0.4%引き下げられ、1.1%（うち労働者負担0.4%）となりました。

◎問い合わせ先

北海道労働局職業安定部（☎㈹011－709－2311）又は留萌公共職業安定所（ハローワーク）（☎42－0388）

町内地区別人口

（平成21年3月末現在）

地区	総人口 男	総人口 女	総人口 計	世帯数	地区	総人口 男	総人口 女	総人口 計	世帯数	地区	総人口 男	総人口 女	総人口 計	世帯数
臼谷1	37	45	82	27	大椴	39	39	78	27	達布曙町	7	12	19	11
臼谷2	53	57	110	42	本郷	53	62	115	48	滝下	7	5	12	5
臼谷3	45	46	91	36	桑園	32	27	59	18	富岡	0	1	1	1
臼谷4	30	26	56	29	折真布	11	15	26	10	秀浦	3	6	9	7
旭町1	160	182	342	153	沖内	39	44	83	26	広富	44	42	86	39
旭町	144	147	291	129	富里	34	31	65	22	港町1	144	141	285	165
旭町3	64	93	157	91	平和1	7	9	16	7	港町2	56	71	127	57
新町	75	96	171	78	平和2	14	18	32	8	港町3	104	134	238	121
新町2区	64	75	139	61	寧楽	58	50	108	39	田代	149	121	270	170
本町	41	42	83	36	住吉	35	36	71	17	元浜	22	20	42	18
末広町	25	31	56	29	達布稲穂町	15	22	37	16	千松	26	20	46	24
中央町	43	49	92	38	達布中央町	20	26	46	26	豊浜	17	26	43	22
真砂・高砂町	78	94	172	78	達布栄町	16	13	29	15					
高砂町2	16	16	32	11	達布本町	15	21	36	18	全地区	1,842	2,011	3,853	1,775